

令和2年9月

伊那市議会定例会議案
関係資料

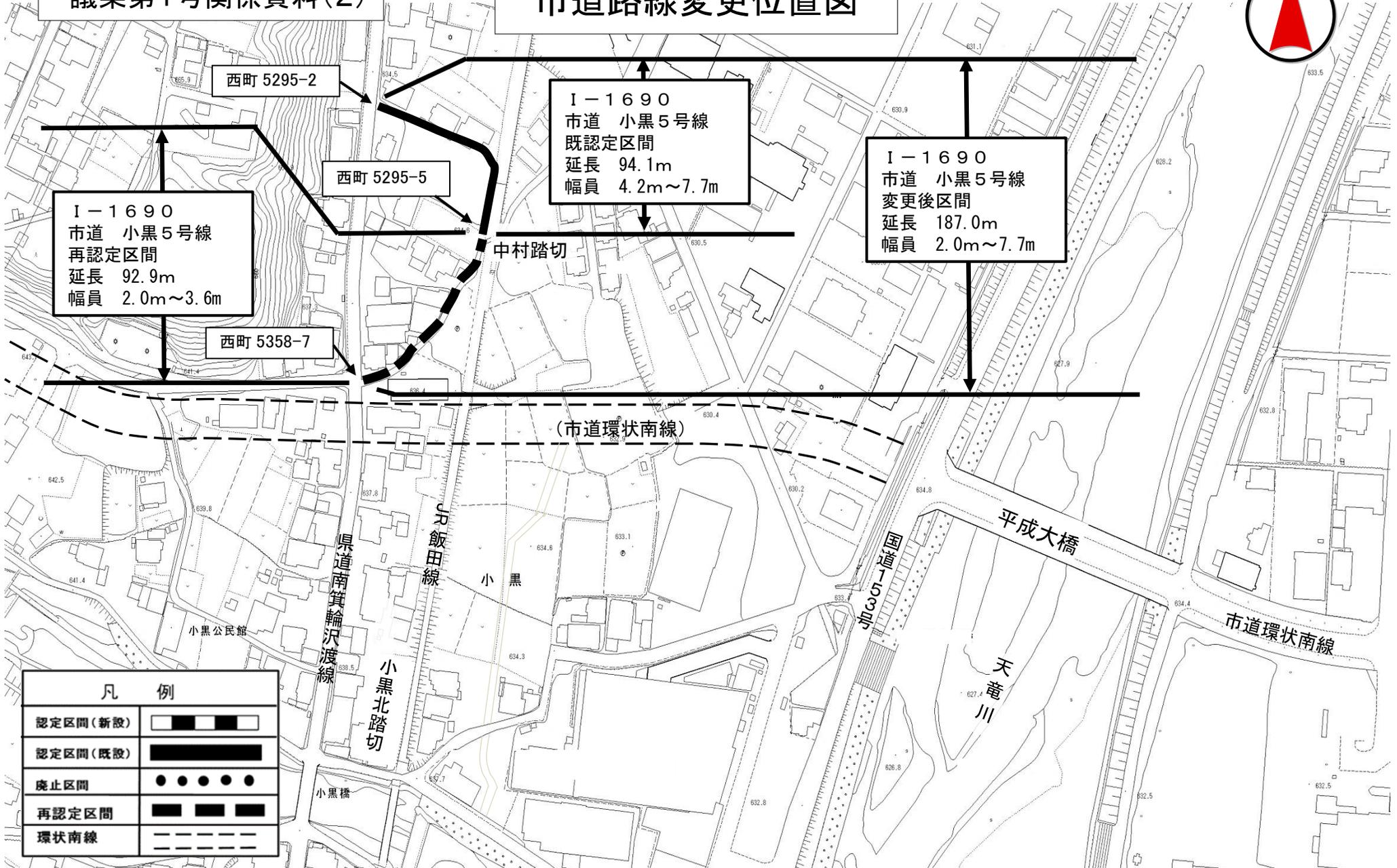
令和2年8月28日

令和2年9月伊那市議会定例会議案関係資料目次

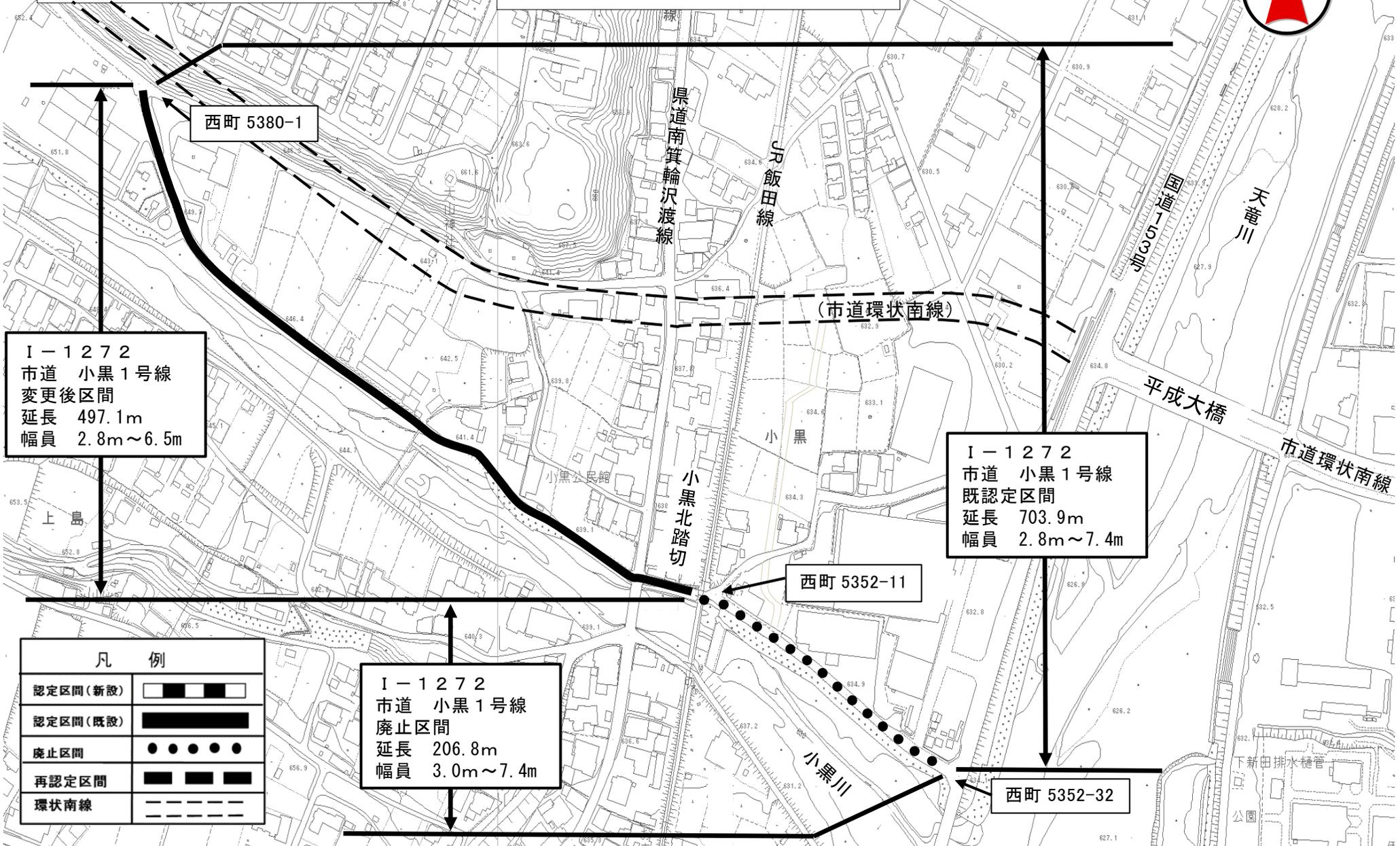
議案第1号関係資料(1)	市道路線変更位置図	3
議案第1号関係資料(2)	市道路線変更位置図	4
議案第1号関係資料(3)	市道路線変更位置図	5
議案第1号関係資料(4)	市道路線変更位置図	6
議案第1号関係資料(5)	市道路線変更位置図	7
議案第1号関係資料(6)	市道路線変更位置図	8
議案第2号関係資料(1)	市道路線変更位置図	9
議案第2号関係資料(2)	市道路線変更位置図	10
議案第3号関係資料(1)	伊那市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例新旧対照表	11
議案第3号関係資料(2)	伊那市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例参考資料	12
議案第3号関係資料(3)	特定用途制限地域区域図	13
議案第4号関係資料	伊那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	14
議案第5号関係資料	伊那市歴史博物館条例新旧対照表	15

議案第1号関係資料(2)

市道路線変更位置図



凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	
再認定区間	
環状南線	

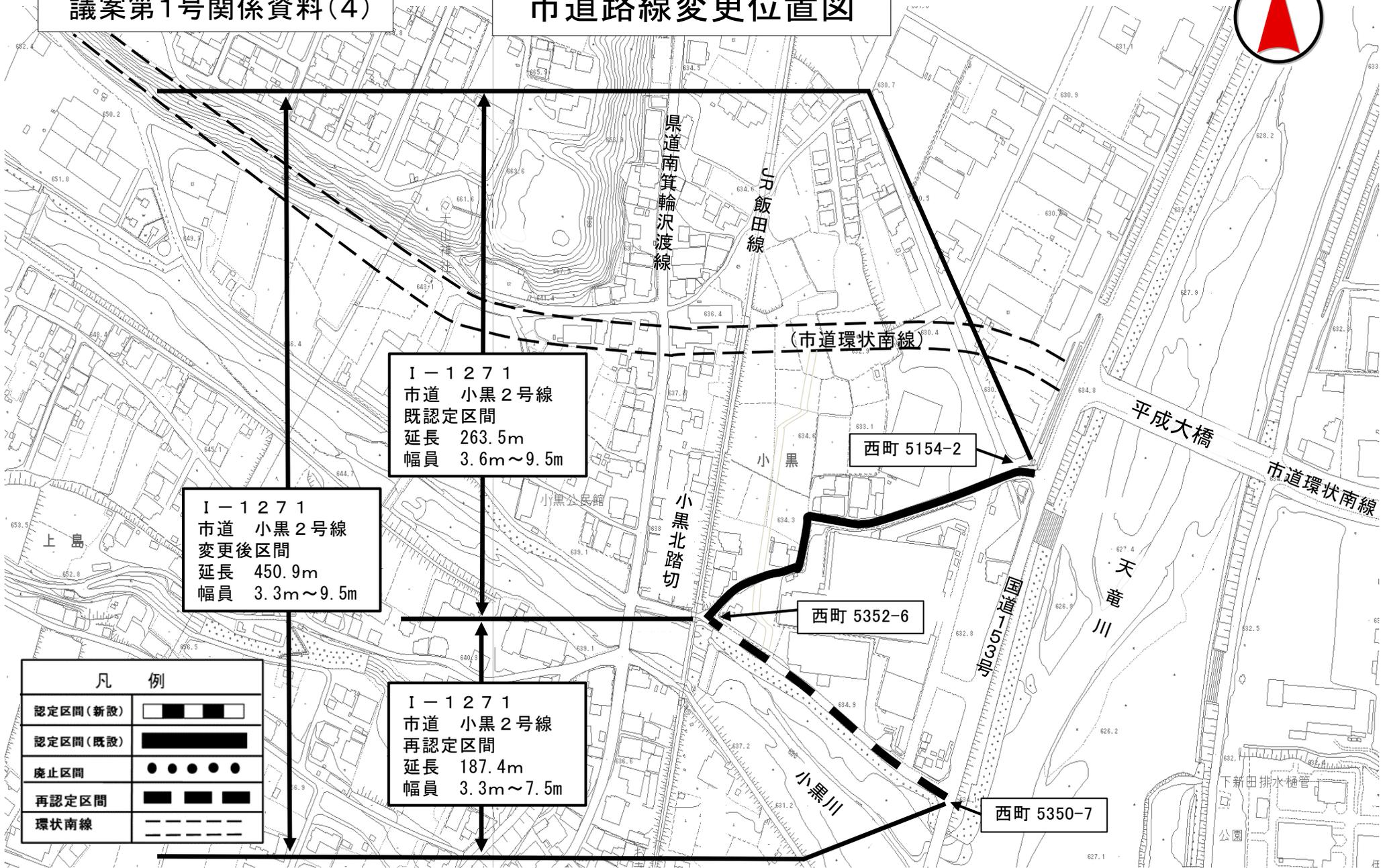


I-1272
市道 小黒1号線
変更後区間
延長 497.1m
幅員 2.8m~6.5m

I-1272
市道 小黒1号線
既認定区間
延長 703.9m
幅員 2.8m~7.4m

I-1272
市道 小黒1号線
廃止区間
延長 206.8m
幅員 3.0m~7.4m

凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	
再認定区間	
環状南線	



I-1271
市道 小黒2号線
既認定区間
延長 263.5m
幅員 3.6m~9.5m

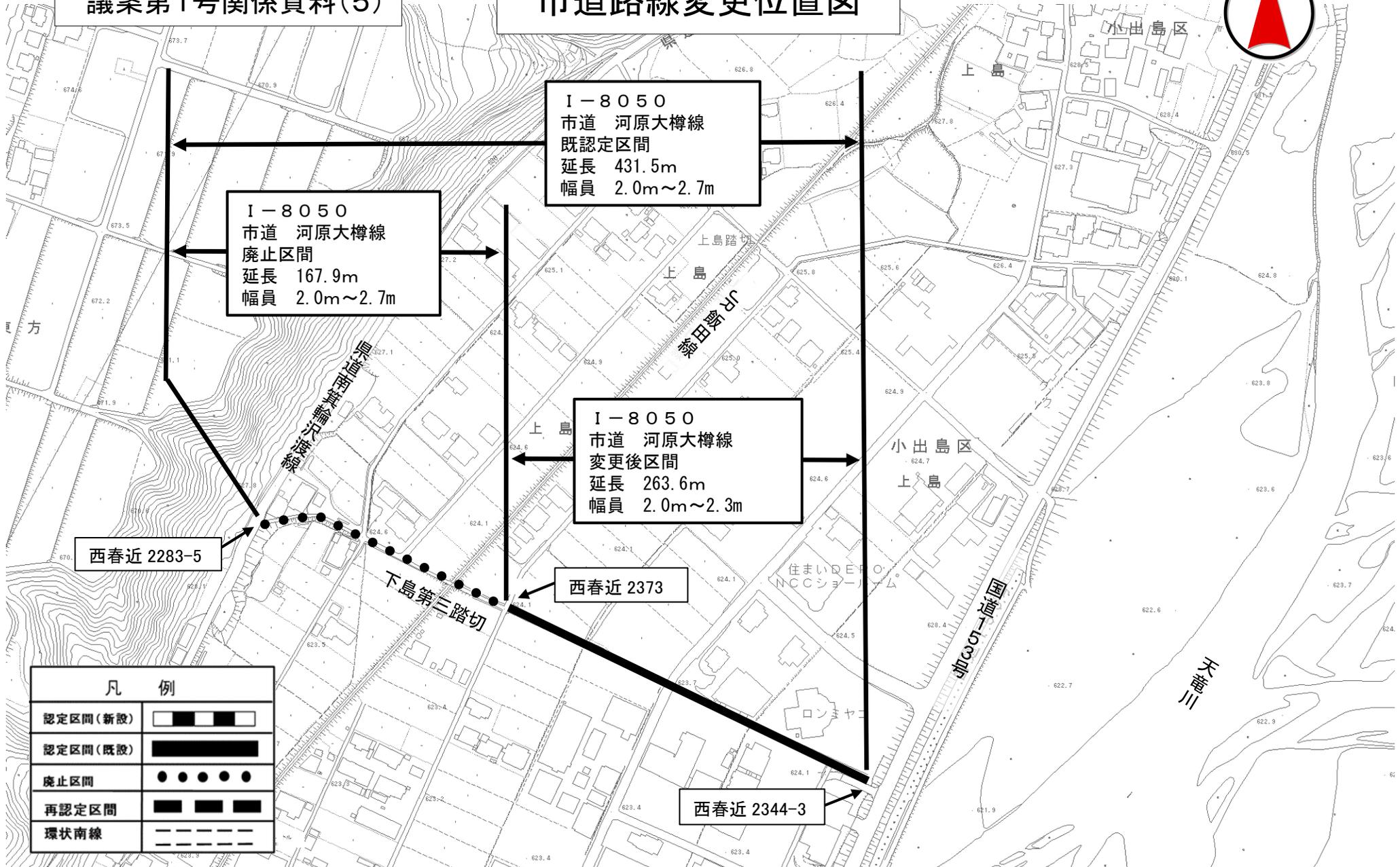
I-1271
市道 小黒2号線
変更後区間
延長 450.9m
幅員 3.3m~9.5m

I-1271
市道 小黒2号線
再認定区間
延長 187.4m
幅員 3.3m~7.5m

凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	
再認定区間	
環状南線	

議案第1号関係資料(5)

市道路線変更位置図



I-8050
市道 河原大樽線
廃止区間
延長 167.9m
幅員 2.0m~2.7m

I-8050
市道 河原大樽線
既認定区間
延長 431.5m
幅員 2.0m~2.7m

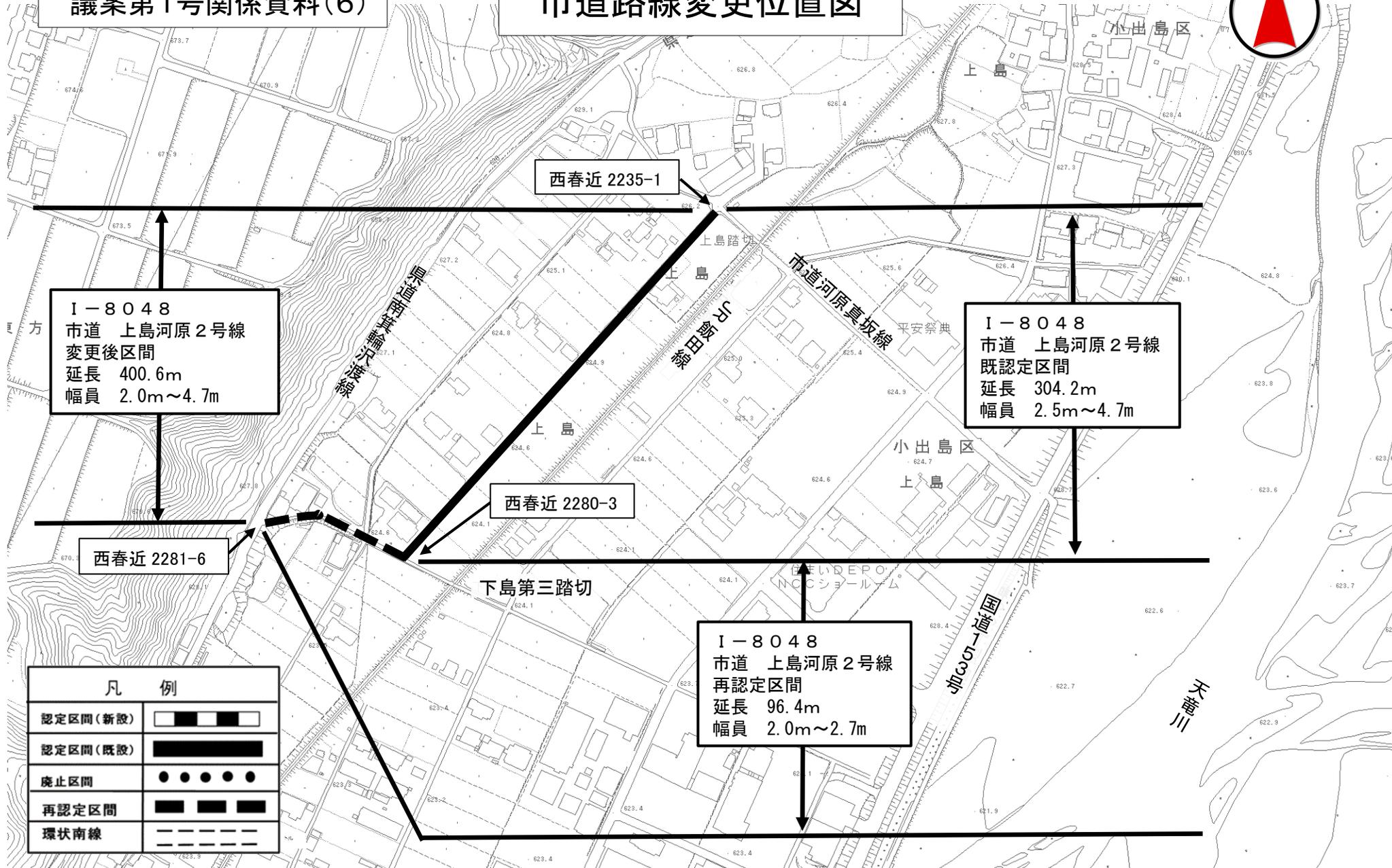
I-8050
市道 河原大樽線
変更後区間
延長 263.6m
幅員 2.0m~2.3m

西春近 2283-5

西春近 2373

西春近 2344-3

凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	
再認定区間	
環状南線	



I-8048
市道 上島河原2号線
変更後区間
延長 400.6m
幅員 2.0m~4.7m

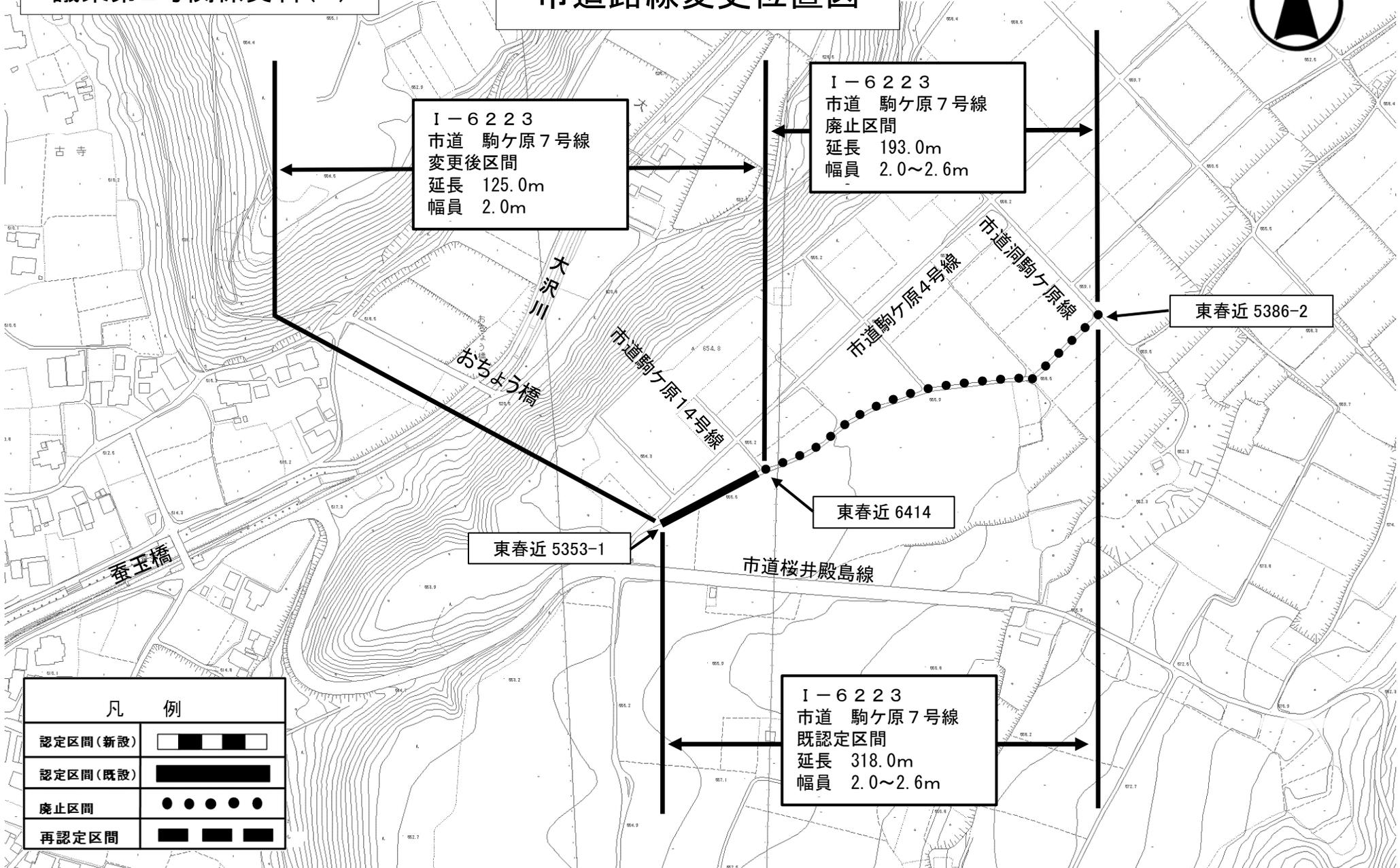
I-8048
市道 上島河原2号線
既認定区間
延長 304.2m
幅員 2.5m~4.7m

I-8048
市道 上島河原2号線
再認定区間
延長 96.4m
幅員 2.0m~2.7m

凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	
再認定区間	
環状南線	

議案第2号関係資料(1)

市道路線変更位置図



I-6223
市道 駒ヶ原7号線
変更後区間
延長 125.0m
幅員 2.0m

I-6223
市道 駒ヶ原7号線
廃止区間
延長 193.0m
幅員 2.0~2.6m

東春近 5386-2

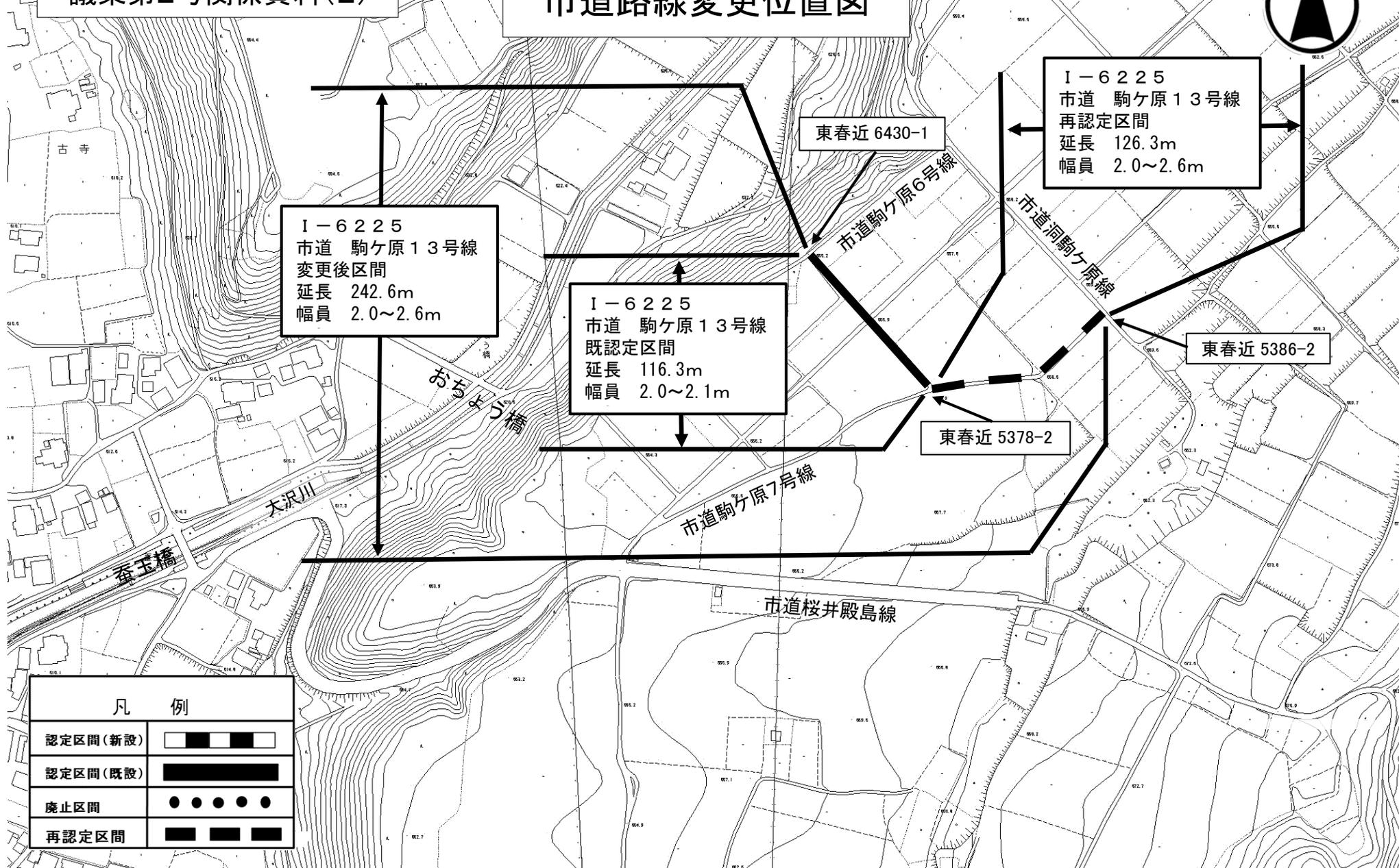
東春近 6414

東春近 5353-1

I-6223
市道 駒ヶ原7号線
既認定区間
延長 318.0m
幅員 2.0~2.6m

凡 例	
認定区間(新設)	— — — — —
認定区間(既設)	■ ■ ■ ■ ■
廃止区間	● ● ● ● ●
再認定区間	▨ ▨ ▨ ▨ ▨

市道路線変更位置図



I-6225
市道 駒ヶ原13号線
変更後区間
延長 242.6m
幅員 2.0~2.6m

I-6225
市道 駒ヶ原13号線
既認定区間
延長 116.3m
幅員 2.0~2.1m

I-6225
市道 駒ヶ原13号線
再認定区間
延長 126.3m
幅員 2.0~2.6m

東春近 6430-1

東春近 5378-2

東春近 5386-2

凡 例	
認定区間(新設)	—
認定区間(既設)	—
廃止区間	● ● ● ● ●
再認定区間	- - -

議案第3号関係資料(1)

伊那市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧		新	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
特定用途制限地域	建築してはならない建築物	特定用途制限地域	建築してはならない建築物
小黒川スマートインターチェンジ周辺地域	1 法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの	小黒川スマートインターチェンジ周辺地域	1 法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの
	2 法別表第2(ち)項第2号及び第3号に掲げるもの		2 法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げるもの
	3 法別表第2(り)項第3号に掲げるもの		3 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げるもの
	4 法別表第2(ぬ)項第1号に掲げるもの		4 法別表第2(る)項第1号に掲げるもの
		国道153号伊那バイパス沿道地域	1 法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの 2 法別表第2(へ)項第3号に掲げるもののうち劇場、映画館、演芸場又は観覧場以外のもの 3 法別表第2(と)項第3号に掲げるもの 4 法別表第2(と)項第4号に掲げるもので建築基準法施行令第130条の9の表中準住居地域の欄に掲げる数量を超えて貯蔵又は処理に供するもの 5 法別表第2(と)項第5号に掲げる劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 6 法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げるもの 7 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げるもの 8 法別表第2(る)項第1号に掲げるもの

議案第3号関係資料(2)

伊那市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例参考資料

【参考】建築基準法（抜粋）

（特定用途制限地域）

第49条の2 特定用途制限地域内における建築物の用途の制限は、当該特定用途制限地域に関する都市計画に即し、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。

【参考】特定用途制限地域において建築してはならない建築物の概要（別表関係）

建築してはならない建築物の概要

建築してはならない建築物の概要			
小黒川スマート インターチェンジ 周辺地域	1	建築基準法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
	2	建築基準法別表第2(り)項第2号に掲げるもの	キャバレー、料理店その他これらに類するもの
		建築基準法別表第2(り)項第3号に掲げるもの	個室付浴場業に係る公衆浴場その他これらに類するもの
	3	建築基準法別表第2(ぬ)項第3号に掲げるもの	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場
国道153号伊那バイパス沿道地域	4	建築基準法別表第2(る)項第1号に掲げるもの	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場
	1	建築基準法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
	2	建築基準法別表第2(へ)項第3号に掲げるもののうち劇場、映画館、演芸場又は観覧場以外のもの	ナイトクラブその他これらに類するもの
	3	建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げるもの	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場
	4	建築基準法別表第2(と)項第4号に掲げるもので建築基準法施行令第130条の9の表中準住居地域の欄に掲げる数量を超えて貯蔵又は処理に供するもの	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理施設（量が非常に少ない施設を除く）
	5	建築基準法別表第2(と)項第5号に掲げる劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席が200平方メートル以上のもの
	6	建築基準法別表第2(り)項第2号に掲げるもの	キャバレー、料理店その他これらに類するもの
		建築基準法別表第2(り)項第3号に掲げるもの	個室付浴場業に係る公衆浴場その他これらに類するもの
7	建築基準法別表第2(ぬ)項第3号に掲げるもの	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	
8	建築基準法別表第2(る)項第1号に掲げるもの	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	

特定用途制限地域区域図



議案第4号関係資料

伊那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4～5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4～5 略</p>

議案第5号関係資料

伊那市歴史博物館条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新		
<p>(<u>施設</u>の使用及び使用料)</p> <p>第6条 博物館の<u>施設</u>を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けて<u>施設</u>を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p>	<p>(<u>施設等</u>の使用及び使用料)</p> <p>第6条 博物館の<u>施設等</u>を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けて<u>施設等</u>を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p>		
<p>別表（第5条、第6条関係）</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>別表（第5条、第6条関係）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>機器使用料</u></p> <table border="1" data-bbox="1153 753 2132 794"> <tr> <td data-bbox="1153 753 1662 794">VR体験機器</td> <td data-bbox="1666 753 2132 794">1人1回につき300円</td> </tr> </table> <p><u>備考 VR体験機器とは、バーチャルリアリティを体験するために必要な機器一式をいう。</u></p>	VR体験機器	1人1回につき300円
VR体験機器	1人1回につき300円		